資 料 － 2

議事資料

（１）策定スケジュールおよび検討手法について

（１）策定スケジュールおよび検討手法について

１）基本構想の構成（案）

▼基本構想の構成・記載事項（案）

構成	記載内容（案）
第1章 基本構想策定の背景等	基本構想の策定の背景と位置付け バリアフリー化の目標年次
第2章 荒尾市・荒尾駅周辺の概況	荒尾市及び荒尾駅周辺の概況を表す指標 公共交通機関、施設の立地状況、上位関連計画　等
第3章 ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化推進に係る理念と 基本方針	荒尾駅周辺のバリアフリー化に向けて掲げる基本的な考え方
第4章 重点整備地区の区域、 生活関連施設及び生活関連経路	•重点整備地区：検討対象とする区域（範囲） •生活関連施設：多くの人が利用する施設（市役所や公共施設、公益施設等） •生活関連経路：生活関連施設をつなぐ経路
第5章 問題点・対応方針	•現地踏査や当事者ヒアリングやまち歩き点検調査で確認された問題点 •問題点に対する対応方針
第6章 ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化事業の整理 （実施すべき特定事業等）	公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが対象地区で実施していくバリアフリー化事業などの概要
第7章 実現に向けた取組み （推進体制）	基本構想に位置付けられた事業を、関係者が互いに連携し、効果的に実施していくための事業推進体制

（１）策定スケジュールおよび検討手法について

２）検討項目と策定スケジュール

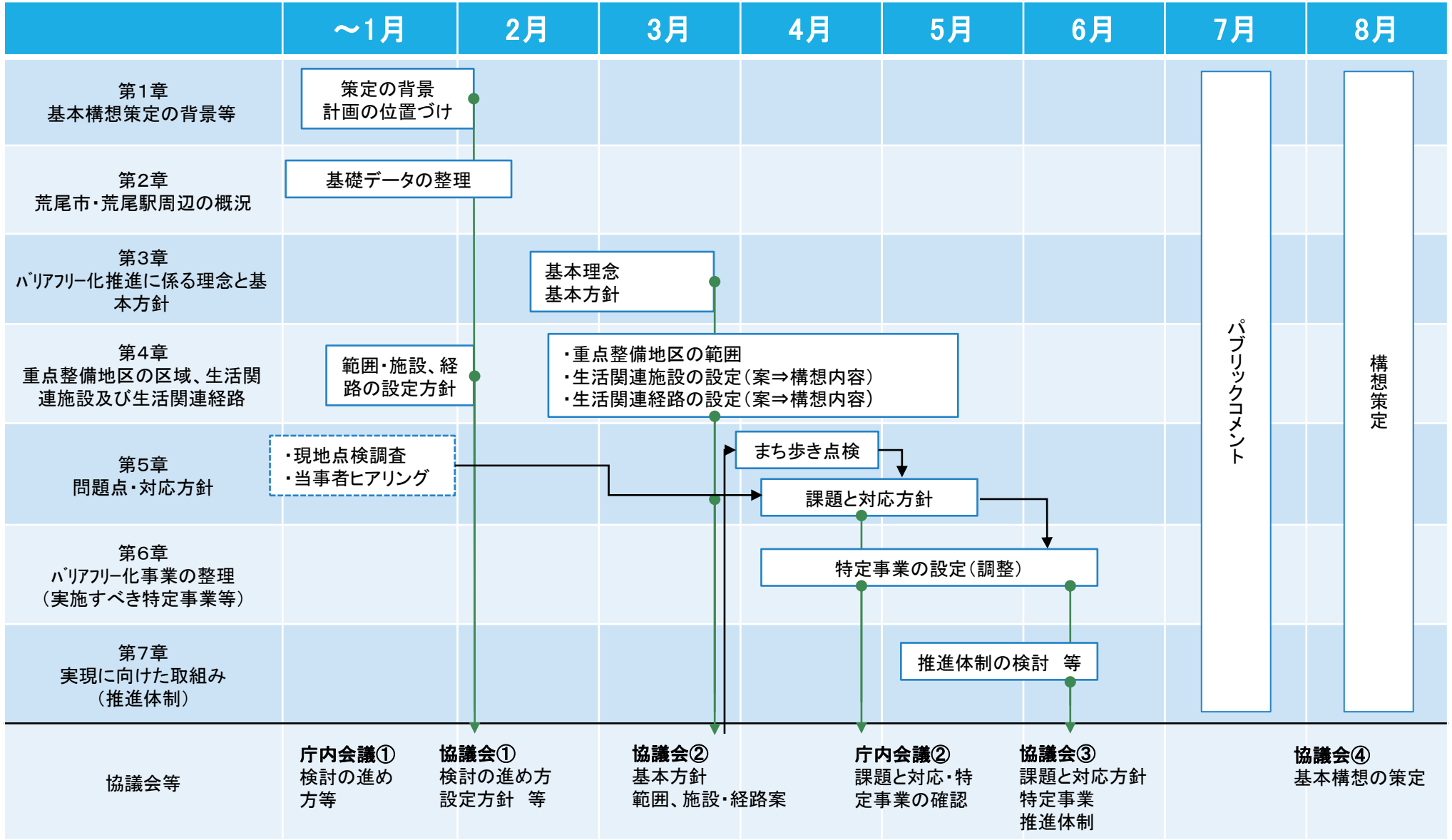

３）検討手法：協議会及び庁内会議

- 協議会のほか、荒尾市内関係部局が参加する庁内会議での議論、確認を経て、基本構想を策定します。

回	議題（案）
第1回　庁内会議 （令和5年12月19日）	• 検討の進め方　等
第1回協議会 （令和6年2月8日）	【立ち上げ】 • 策定スケジュールおよび検討手法 • 重点整備地区、生活関連施設・経路の設定方針
第2回協議会	【基本項目の設定】 • 重点整備地区の基本方針 • 重点整備地区の範囲、生活関連施設・経路の設定
第2回　庁内会議	【対応方針・特定事業検討等】 • 課題と対応 • 特定事業の確認
第3回協議会	【基本構想素案】 • 課題と対応方針 • 特定事業（案） • 推進体制
第4回協議会	【基本構想の策定】 • 基本構想（最終案）の確認

３）検討手法:まち歩き点検

- 会議での検討のほか、様々な利用者に、実際に現地を歩きながら、問題点などを確認する”まち歩き点検”を実施します
- 会議の後には意見交換を実施し、意見のとりまとめを行います

▼当日の役割（案）

役割：メンバー	作業内容
リーダー：市職員	全体管理、ペース配分指示、チェック区間・箇所等の案内　等
補助員：コンサルタント	リーダー補助、写真撮影、勾配・幅員等の計測、記入　等
参加者：協議会メンバーを中心に	障がい者や高齢者、地域の方々、道路管理者、交通管理者、施設管理者　等による点検

▼まち歩き点検の事例

測定写真		
課題点	坂道が長く、車道に向かって水勾配もあり、走行しにくい。	段差を砂で埋めている。傾斜が急かつ砂で滑りやすい。 スロープ部分も急すぎる。
改善案	道路に向けて傾斜を緩やかにする。滑りにくい舗装材を使用する。	スロープをつくりなおす。 砂で埋めている段差をコンクリートで緩やかに整備する。

出典：国土交通省国土交通省ウェブサイト（移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001390902.pdf

（２）重点整備地区、生活関連施設・経路の設定方針について

（２）重点整備地区、生活関連施設・経路の設定方針について

１）重点整備地区について

バリアフリー法での重点整備地区の考え方

- 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- 生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化事業が、移動等円滑化が必要である地区
- 移動等円滑化の事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区

本構想での重点整備地区の考え方

- 荒尾市域の重要な旅客施設（利用にあたっての問題点も顕在化している）荒尾駅からの徒歩圏域
- 多くの人が利用する公共施設の分布を考慮（市役所など）
- 重点的かつ一体的な事業での効果が見込まれる、南新地地区土地区画整理事業、都市再生整備事業（滞在快適性向上区域）を考慮

- ※重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって定める

２）生活関連施設について

バリアフリー法での生活関連施設の考え方

- 常に多数の人が利用する施設を選定する
- 高齢者、障がい者等の利用が多い施設を選定する

本構想での生活関連施設の考え方

本構想で対象とする生活関連施設（主要な施設）は、荒尾駅から徒歩圏（荒尾駅を中心として500m～1000m以内）に立地し、ヒアリング等を踏まえ、「多数の人が訪れる」又は「高齢者・障がい者等がよく利用する」と考えられる施設を設定します

例：公共施設：市役所　　旅客施設：JR荒尾駅　　等

３）生活関連経路について

バリアフリー法での生活関連経路の考え方

- より多くの人が利用する経路を選定する
- 生活関連施設相互のネットワークを確保する

本構想での生活関連経路の考え方

本構想で対象とする生活関連経路は、ヒアリング等を踏まえ「生活関連施設を相互に繋ぐ経路」の内、「より多くの人が利用する経路」を設定します

例：重要な旅客施設である荒尾駅から生活関連施設への経路　等

（２）重点整備地区、生活関連施設・経路の設定方針について

参考資料　駅周辺のエリアマップ

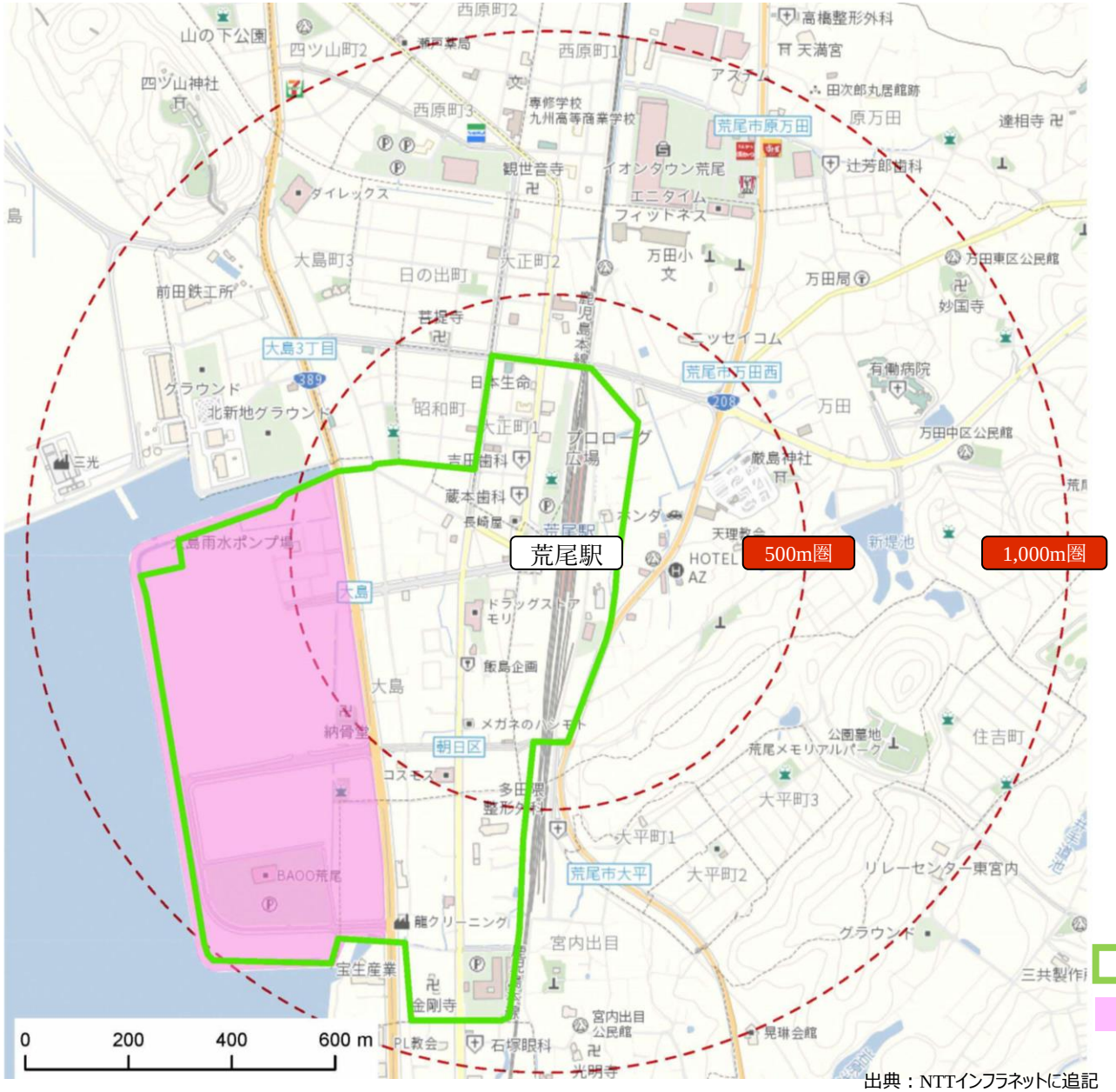

滞在快適性向上区域

あらお海陽スマートタウン

出典：NTTインフラネットに追記

（２）重点整備地区、生活関連施設・経路の設定方針について

▼重点整備地区、生活関連施設・経路の設定事例

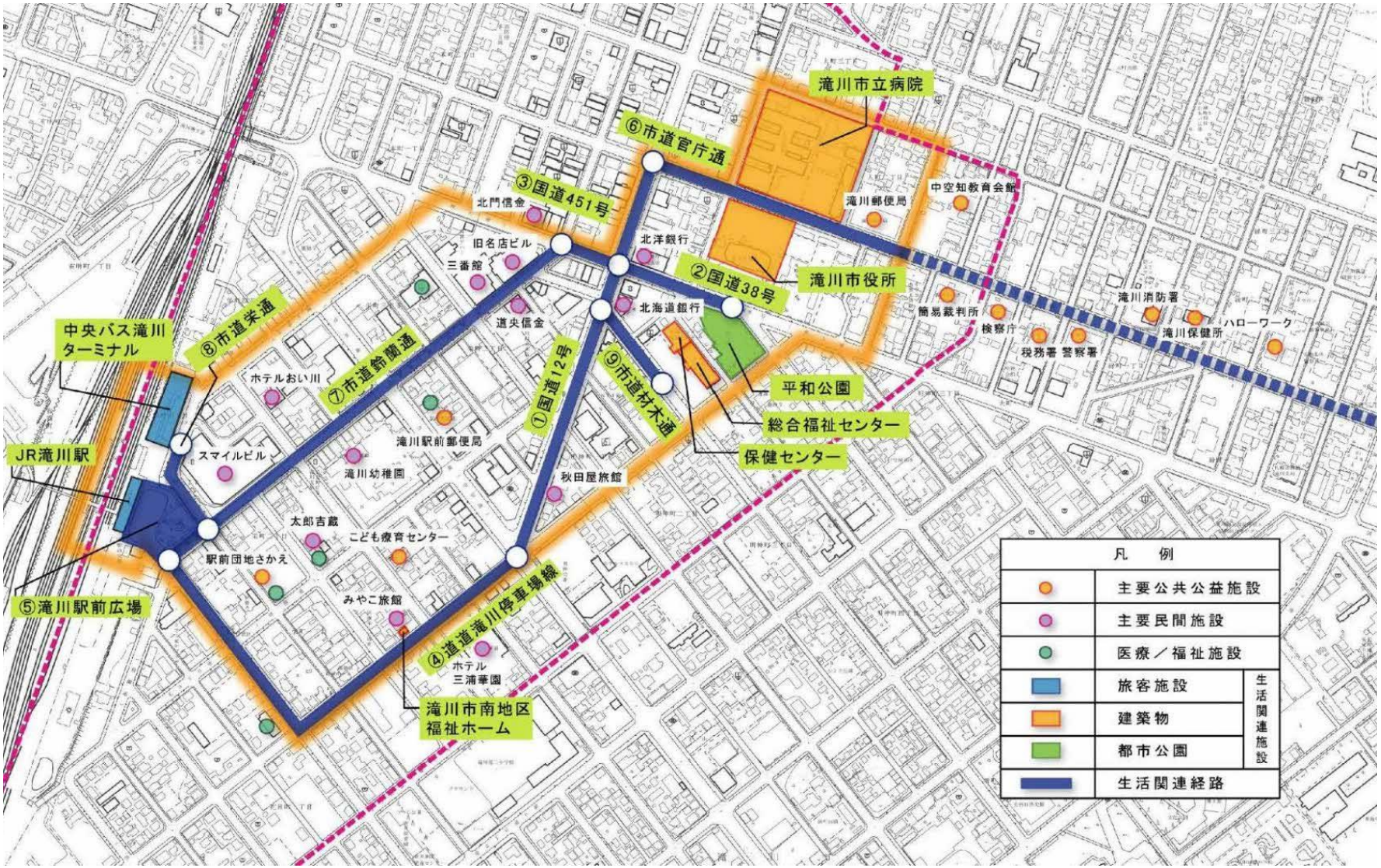

出典：国土交通省国土交通省ウェブサイト（移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001390905.pdf